

論文式試験実施方法についての提言

平成 22 年 2 月 19 日

学校法人高橋学園

専門学校東京 CPA 会計学院

理事長 公認会計士 高橋幸夫

理事 公認会計士 高橋淳二

1. 論文式試験採点上の問題点

論文式試験の採点については、旧第二次試験で 7,000～10,000 人といった数の答案となり論文式試験受験者の抑制として機能させるために短答式試験が導入された。

そして、平成 15 年改革に伴う新試験の施行による受験者増に対処して、論文式試験の採点方法が、複数の採点者が分担して採点しても公平性を保つよう「偏差点方式」に改められた。

ところが、受験者からしてみれば、誰に採点されるかという問題よりも、自分の答案が分類された束の中において「優秀な人の多寡」により偏差値が大きく左右されるのではないかという不安が生じている。実際に、素点が同じであっても、偏差点に相当の差がでるケースもあり、それが採点者の採点基準の偏りなのか、答案分配時の「優秀な人の偏在」によるものなのかは不明である。

また、文末の〈資料〉に示したように、既に現行の試験制度においても、旧第二次試験の短答式試験導入決定の頃に近い論文式受験者数の規模に達しつつあり、第 2 回懇談会での脇田先生の発言にあったように、論文答案の採点負担は多大なものであり、試験制度改革において論文式試験の実施方法について抜本的改革が望まれている。

特に新制度として中間的資格案の採用を検討する場合に、論文式試験の採点問題がネックになるのであれば、予め対策を講じておく必要がある。様々な対応策が考えられるが、次項 2. (1) 計算科目・理論科目分割実施案が実効性の高い有効ではないかと考える。

2. 論文式試験の実施方法への提言

(1) 計算科目・理論科目分割実施案

実は論文式試験の採点で困難なのは理論の記述問題だけである。計算問題については作問の際に綿密な問題設計が必要である一方で、正答は主に数字であり、誰が採点しても同じである。試験委員でなくても適正な採点が可能であるから、人手さえかければ大量の答案にも容易に対応できる。

したがって、論文式試験を前期・後期に分け、前期試験を「計算問題」、後期試験を「理論問題」とし、前期試験にパスした者だけが後期試験を受けることができるようにすれば、理論科目の記述問題の採点負担を一定に抑制できる。

前期試験の合格基準を、試験運営上合理的な合格者水準（例えば 3,000 人程度）に

なるように運営すれば、常に後期試験の受験者数は、採点に対して適正な水準を維持することができる。

もちろん、理論問題で能力を発揮する前に、計算科目でふるい落とされてしまうことに対する批判もあるだろうが、公認会計士にとって計算能力は絶対的に不可欠な能力であるから、著しく不合理ではないと思われる。

例えば、現行の論文式試験であれば以下のように配分する案が考えられる。

【前期試験】8月初旬（1日）		【後期試験】8月下旬 or 9月上旬（2日間）	
財務会計論（計算）	2時間	財務会計論（理論）	1時間
管理会計論（計算）	1.5時間	管理会計論（理論）	0.5時間
租税法（計算）	1.5時間	租税法（理論）	0.5時間
		監査論	2時間
		企業法	2時間
		選択科目	2時間

なお、この方式に変更した場合は、計算科目のアドバンテージを最終合否判定に繰り越すかどうか、科目合格制度をどのように設定するかなど別途検討する必要がある。

(2) 受験回数制限

司法試験に導入された制度であり、3回までしか論文式試験に挑戦できないなどの措置を講ずれば、受験者の抑制は可能である。

しかし、受験機会は平等ではあるものの、回数を制限する合理的根拠が乏しい。また、どの程度の回数にすれば受験者がどの程度抑制できるかは予測困難であり、徒に回数を変動させるようなことがあれば、試験運営の失敗と評価される可能性が高い。

特に、多様なキャリアパスの保障を考えるのであれば、受験回数制限を安易に導入すべきではないと考える。

(3) 受験年齢制限

上記とほぼ同様の理由により、安易に導入すべきではないと考える。

(4) 受験可能年限制限

現行試験において採用されている。短答式試験合格から3年以内に論文式試験に合格しなければならないとするルールである。会計制度等の改正が激しい公認会計士業界であるからこそ、能力判定の有効年限を設けることには一定の合理性がある。

（もし、仮に短答式合格をもって付与する中間的資格を設けるのであれば、当該中間的資格の名の下に実務経験を積んだ上で、論文式試験を目指すと言う理想的なキャリアパスの構想は実現できなくなる。そのため、中間的資格案を採用するのであれば、導入すべき方法ではないと考える。）

＜資料：論文式試験受験者数の推移＞

論文式試験の採点問題については、旧第二次試験においては短答式試験の導入によりその効果を発揮し、論文式試験受験者を 3,000 人台に安定して抑制することに成功している。

しかしながら、平成 15 年改正に伴う新試験制度が施行されると、短答式試験合格の有効年限の新設と、公認会計士試験志望者の増加により、平成 18 年以降の論文式試験受験者の数は増え、平成 20 年にはついに 7,000 人を超える水準に達している。平成 21 年は前 2 年で合格者を 2,695 人、3,024 人とした結果、繰り越し受験者が大幅に減少したため 5,361 人に収まっている。今後の合格者の規模や新規受験者及び離脱者の動向如何にもよるが、おおよそ 5,000～6,000 人の受験者数で推移するものと予想される。

今後の大幅増加はないであろうと予想するが、過去に短答式試験を導入決定した頃の受験者水準となる可能性も否定できない。なお、短答式試験を年 2 回実施に変更したことによる影響は平成 22 年以降に出るものと思われる。

年別	論文式受験者	備考
平成 3 年	7,157	旧第二次試験に短答式試験がない時代
平成 4 年	8,102	
平成 5 年	9,538	
平成 6 年	10,391	
平成 7 年	3,027	短答式試験の導入
平成 8 年	3,017	
平成 9 年	3,147	
平成 10 年	3,395	
平成 11 年	3,320	
平成 12 年	3,381	
平成 13 年	3,336	
平成 14 年	3,414	
平成 15 年	3,404	
平成 16 年	3,278	
平成 17 年	3,548	
平成 18 年	5,132※	平成 15 年改革による新試験制度の施行 ・短答式試験合格の翌 2 年間繰越制度の導入 ・論文式試験の科目合格制度の導入
平成 19 年	6,320※	
平成 20 年	7,034※	
平成 21 年	5,361※	

※ 平成 18 年以降の人数は、旧第二次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したものである。

以上